

第 5 回中小企業振興審議会	
開催日	平成 2 1 年 1 1 月 2 日
議 題	条例骨子・条例素案・今後の進め方
審 議 内 容	<p>(1) 条例骨子について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前回の審議会の協議で出された条例骨子案に対する委員意見および意見反映箇所（資料 1）に基づき修正した「条例骨子」（資料 2）について事務局から説明した後、委員協議を行った。 ・ 条例の条文に規定しきれない、条文の趣旨や背景等を「考え方」に記載することで、条文の趣旨等を分かりやすくする。 ・ 協議で出された意見に基づき、必要な修正を加え「条例骨子」としてまとめることとした。 <p>(2) 条例素案について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「条例素案」（資料 3）について事務局から説明した後、委員協議を行った。 ・ 協議で出された意見に基づき、必要な修正を加え「条例素案」としてまとめることとした。 <p>(3) 今後の進め方について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後のスケジュール（資料 4）については、「条例素案」にこれまでの協議経過を付けたものを「市長への答申」とすることとした。 ・ 審議会は今回で終了し、正副会長が市長へ答申することとした。 <p>（主な委員意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民が何を協力するかということを経文にするのは難しい。 ・ 前文の「道南の中核都市」という表現は非常に重要である。 ・ 「市の責務」は「市長の責務」にするべきである。 ・ 責務について「市長」に限定せずに、公共団体である「市」とすべきである。 ・ 条例の理念を市、中小企業者のほか、市民に対しても広く周知し、みんなで中小企業の振興をしていきたい。

関連資料

- 資料 1 条例骨子案に対する委員意見および意見反映箇所
- 資料 2 「（仮称）函館市中小企業振興基本条例」骨子
- 資料 3 「函館市中小企業振興基本条例」素案
- 資料 4 今後のスケジュール